

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第一条関係）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）（第二条関係）	・ ・ ・ ・ ・	5
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三条関係）	・ ・ ・ ・ ・	10

改 正 案	現 行
<p>（操作規則を定めなければならない河川管理施設）</p> <p>第八条 法第十四条第一項の政令で定める施設は、次の各号のい<u>ずれか</u>に該当するものとする。</p> <p>一 一 三 （略）</p> <p>四 洪水の逆流又は津波、高潮その他海水の流入を防止する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則）</p> <p>第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>一 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、津波、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。</p> <p>二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>（収用委員会の裁決申請手続）</p> <p>第十三条 法第二十一条第四項又は第二十二條第五項（法第二十二條の</p>	<p>（操作規則を定めなければならない河川管理施設）</p> <p>第八条 法第十四条第一項の政令で定める施設は、次の各号の<u>一</u>に該当するものとする。</p> <p>一 一 三 （略）</p> <p>四 洪水の逆流又は高潮その他海水の流入を防止する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則）</p> <p>第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>一 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。</p> <p>二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>（収用委員会の裁決申請手続）</p> <p>第十三条 法第二十一条第四項又は第二十二條第五項（法第二十二條の</p>

三第六項、第五十七条第三項、第五十八条の六第三項、第七十六条第二項及び第八十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（洪水時等における舟、いかだ等についての措置）

第十六条の七 洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、河川区域内にある舟、いかだ、竹木その他これらに類する物件の所有者、管理者又は占有者は、当該物件を係留する等当該物件が洪水、津波又は高潮によつて流されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。ただし、当該措置を講ずる者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（河川協力団体の特例）

第十六条の十二 法第五十八条の八第一項の河川協力団体が法第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

（地方公共団体等の特例）

第十六条の十三 法第九十九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

（地方公共団体等へ委託することができる河川管理施設）

第五十四条 法第九十九条第一項の政令で定める河川管理施設は、関係

二第六項、第五十七条第三項、第五十八条の六第三項、第七十六条第二項及び第八十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（洪水時等における舟、いかだ等についての措置）

第十六条の七 洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、河川区域内にある舟、いかだ、竹木その他これらに類する物件の所有者、管理者又は占有者は、当該物件を係留する等当該物件が洪水又は高潮によつて流されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（新設）

（新設）

（地方公共団体へ委託することができる河川管理施設）

第五十四条 法第九十九条の政令で定める河川管理施設は、水門、排水

地方公共団体に委託する場合にあつては水門、排水機等でその維持又は操作の及ぼす影響が当該関係地方公共団体の区域に限られるものとし、同項に規定する者であつて関係地方公共団体以外のものに委託する場合にあつては堤防、床止めその他その操作を伴わないものとする。

(この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章(第一条第二項、第二条から第三条の三まで、第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の六まで、第十六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条の三までを除く。)、第三十八条第二項、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(事務の区分)

第五十七条の五 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項(第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、

機等でその維持又は操作の及ぼす影響が委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする。

(この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章(第一条第二項、第二条から第三条の三まで、第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の六まで、第十六条の二、第十六条の三、第十九条から第二十条の三までを除く。)、第三十八条第二項、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(事務の区分)

第五十七条の五 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項(第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、

第十六条の十一第一項、第十六条の十二、第十六条の十三、第二十二
条第四項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条の二第一項
、第三十八条の三第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項
、第三十九条の四、第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十
三条第三項の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市
が処理することとされている事務

第十六条の十一第一項、第二十二条第四項及び第六項、第三十四条
第一項、第三十五条の二第一項、第三十八条の三第二項、第三十八
条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の六
、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定により、二級河川
に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

改 正 案	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水、計画津波又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川整備基本方針に従つて、河川管理者が定めたものをいう。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>八 計画津波 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な津波及びこれらによる災害の発生状況並びに当該河川が流入する海域の水象等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた津波をいう。</p> <p>九 計画津波水位 河川整備基本方針に従つて、計画津波及び計画横断形に基づいて、河川管理者が定めた津波水位をいう。</p> <p>十 津波区間 計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間をいう。</p> <p>十一・十二 （略）</p> <p>十三 高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間（第四十六条第二項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水、津波及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水、津波及び高潮が</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川整備基本方針に従つて、河川管理者が定めたものをいう。</p> <p>六・七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>八・九 （略）</p> <p>十 高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間（第四十六条第二項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水及び高潮が生ずるものとし</p>

生ずるものとした場合における当該区間の河道内の最高の水位をいう。

(高さ)

第二十条 (略)

2 (略)

3 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。第五項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

4 津波区間の堤防の高さは、前三項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとする。

5 (略)

(津波又は波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第二十八条 湖沼、津波区間、高潮区間又は二以上の河川の合流する箇所
の堤防その他の堤防で津波又は波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(湖沼等の堤防の天端幅の特例)

第三十条 計画高水流量を定める湖沼、津波区間又は高潮区間の堤防に
第二十八条第一項第一号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該
堤防の天端幅は、第二十一条第一項及び前条第二項の規定にかかわら
ず、第二十八条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続す
る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅
を考慮して、三メートル以上の適切な値とすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

た場合における当該区間の河道内の最高の水位をいう。

(高さ)

第二十条 (略)

2 (略)

3 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

(新設)

4 (略)

(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第二十八条 湖沼、高潮区間又は二以上の河川の合流する箇所
の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に
掲げる措置を講ずるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例)

第三十条 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防に第二十八条
第一項第一号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端
幅は、第二十一条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、第二十
八条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計
画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して
、三メートル以上の適切な値とすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第四十一条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防（津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 (略)

(可動堰の管理施設等)

第四十三条 (略)

2 可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

(水門及び樋門の管理施設等)

第五十二条 (略)

(ゲート等)

第七十一条 (略)

2 第十条第二項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第四十三条第一項の規定は伏せ越しについて準用する。

(計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例)

第七十四条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第二十六条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位

第四十一条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 (略)

(管理施設)

第四十三条 (略)

(管理施設等)

第五十二条 (略)

(ゲート等)

第七十一条 (略)

2 第十条第二項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第四十三条の規定は伏せ越しについて準用する。

(計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例)

第七十四条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第二十六条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位

又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（暫定改良工実施計画が定められた場合の特例）

第七十五条 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工実施計画（以下「暫定改良工実施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなす。

（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）

第七十七条 法第百条第一項において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準については、第二条から第七十四条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第二条第四号、第八号及び第十一号中「河川整備基本方針に従つて、過去」とあるのは「過去」と、同条第五号中「河川整備基本方針に従つて、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第七号中「河川整備基本方針に従つて、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第九号中「河川整備基本方針に従つて、計画津波」とあるのは「計画津波」と、同条第十三号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第七十三条第四号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（暫定改良工実施計画が定められた場合の特例）

第七十五条 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工実施計画（以下「暫定改良工実施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位とみなす。

（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）

第七十七条 法第百条第一項において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準については、第二条から第七十四条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第二条第四号及び第八号中「河川整備基本方針に従つて、過去」とあるのは「過去」と、同条第五号中「河川整備基本方針に従つて、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第七号中「河川整備基本方針に従つて、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第十号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第七十三条第四号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。



改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>政令 (略)</p> <p>河川法施行令（昭和四十年政令第一十四号）</p>	<p>政令 (略)</p> <p>河川法施行令（昭和四十年政令第一十四号）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 (略) 二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、第十六条の十一第一項、第十六条の十二、第十六条の十三、第二十二条第四項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条の二第一項、第三十八条の三第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定により、二級河川に關して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 (略) 二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、第十六条の十一第一項、第十六条の十二、第十六条の十三、第十四条第一項、第三十五条の二第一項、第三十八条の三第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定により、二級河川に關して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>